

質問回答

平成 26 年 4 月 28 日

「ミャンマー国ミャンマー法令に係る情報収集業務」

(公示日:平成 26 年 4 月 16 日)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通 番 号	当該頁項目	質問	回答
1	第2-7-(2) 現地調査	現地での調査補助員として現地弁護士を雇用することは可能ですか	現地での調査補助員としての現地弁護士雇用については、プロポーザルにて提案いただくことを妨げるものではありません。従って、提案する場合、その必要性及び妥当性をプロポーザルにて説明の上、必要な経費を見積りに含めてください。詳細については契約交渉にて確定することとします。
2	第2-7-(2) 現地調査	現地でのアンケート実施に係る費用は、現地再委託した場合においても、本契約にて計上することはできますか。	アンケートについては、業務指示書7. 業務の内容(1)第一次国内作業②ニーズ調査・基礎情報収集ハ)に記載のとおり、国内作業期間中に作成し、現地日系企業へ送付、回答の取付けを行って頂く予定なので、現地再委託の必要性は少ないものと判断していますが、プロポーザルにて提案いただくことを妨げるものではありません。 従って、提案する場合、その必要性及び妥当性をプロポーザルにて説明の上、必要な経費を見積りに含めてください。詳細については契約交渉にて確定することとします。
3	第2-7-(3) ③ファイナルレポート作成 ④セミナーの実施	最終評価、提言のため、外部有識者を入れて委員会を開催することは可能ですか。また、その際に謝金の交付等を行うことはできますか。 また、セミナーは、外部の会場を借りておこなうことは可能ですか(100人規模)	外部有識者を入れた委員会の開催をプロポーザルで提案いただくことを妨げるものではありません。従って、提案する場合、その必要性及び妥当性をプロポーザルにて説明の上、必要な経費を見積りに含めてください。外部有識者に交付する謝金等については、国内ワークショップ開催費に計上してください。(謝金単価等は、以下のコンサルタント等契約における研修実施ガイドライン(2014年4月版)を参考にしてください) http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/trainee.html なお、開催の必要性及び経費については契約交渉を経て確定することとなります。 また、セミナー実施のために外部会場を借りることは可能です。50人程度の参加を考慮した会場の借用をお願いします。